



※許可更新申請中

様式第八号（第十条の四関係）

（第1面）

産業廃棄物処分業許可申請書

令和4年 3 月 | 日

新潟県知事 花角英世 殿

申請者 〒940-2042

住 所 新潟県長岡市宮本町一丁目 831 番地

株式会社 晴耕舎

氏 名 代表取締役 松本 克幸

電話番号 0258-46-5915

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

・中間処理（破碎処理）

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずを除く。）

（以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

事務所及び事業場の所在地

事務所

〒940-2042

新潟県長岡市宮本町一丁目 831 番地

電話番号 0258-46-5915

事業場

〒945-0213

新潟県柏崎市大字成沢字ケカチ田 1211 番 外2筆

電話番号 なし

事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

・施設の種類：破碎処理施設

・施設の設置場所：新潟県柏崎市大字成沢字ケカチ田 1211 番 外2筆

・施設の設置年月日：令和元年5月20日

・施設の処理能力：がれき類（640 t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずを除く。）（640 t/日）（以上、8時間）

・施設の許可年月日：平成30年12月11日 新潟県長振健第75-4号

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙1のとおり

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

処理方式：ジョークラッシャ+インパクトクラッシャ方式
構造および設備の概要：

・ジョークラッシャ S5（36×24）コトブキ技研工業（株）製

・ハルドパク PEH-3 S 100/105（株）幸袋テクノ製

※ 事 務 処 理 欄

（日本工業規格 A列4番）

先行許可証（☒ 有 ・ 無 ）、（新規 ・ ☒ 更新）

年月日作成
提出手続代行者
新潟県新潟市西蒲区恵甲10677-24
行政書士法人 田村環境事務所
代表社員 田村 孝雄
電話 0256)73-1125



産業廃棄物処分業許可証

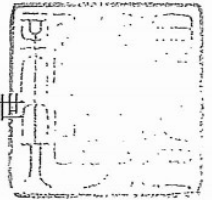
新潟県長岡市宮本町一丁目831番地

株式会社 晴耕舎

代表取締役 松本 克幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 平成29年 5月10日

許可の有効年月日 令和 4年 4月21日

1 事業の範囲

・中間処理（破碎処理）

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずを除く。）

（以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

破碎処理施設

・施設の設置場所

新潟県柏崎市大字成沢字ケカチ田1244番、1248番1

・施設の設置年月日

平成 4年 2月27日

・施設の処理能力

がれき類（888t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずを除く。）（888t/日）（以上、8時間）

・施設の許可年月日

平成13年 2月 1日

(2) 施設の種類

破碎処理施設

・施設の設置場所

新潟県柏崎市大字成沢字ケカチ田1211番 外2筆

・施設の設置年月日

令和 元年 5月20日

・施設の処理能力

がれき類（640t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずを除く。）（640t/日）（以上、8時間）

・施設の許可年月日

平成30年12月11日 新潟県長振健第75-4号

3 許可の条件

- ・移動式破碎処理施設として処理を行う場合は、発生現場で行うこと。
- ・移動式破碎処理施設として処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和47年新潟県条例第51号）第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成 9年 4月 22日
- ・変更許可年月日 平成 9年 12月 9日
(破碎処理(木くず)の追加)
- ・廃止届出年月日 平成 13年 7月 4日
(破碎処理(木くず)の廃止)
- ・更新許可年月日 平成 14年 4月 22日
- ・変更許可年月日 平成 16年 9月 6日
(がれき類の(コンクリート廃材に限る。)の限定解除)
- ・更新許可年月日 平成 19年 7月 11日
- ・変更届出年月日 平成 20年 7月 14日
(破碎処理施設(平成20年6月13日設置)の追加)
- ・変更届出年月日 平成 24年 2月 14日
(破碎処理施設(移動式)(平成13年 2月 1日設置)の廃止)
- ・更新許可年月日 平成 24年 4月 25日
- ・変更届出年月日 平成 29年 2月 3日
(破碎処理施設(移動式を含む。)(平成20年 6月 13日設置)の廃止)
- ・更新許可年月日 平成 29年 5月 10日
- ・変更届出年月日 平成 30年 12月 14日
(代表者の変更 旧 深見 政英)
- ・変更許可年月日 平成 31年 2月 21日
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずを除く。)(石綿含有産業廃棄物を除く。))の追加
(破碎処理施設(平成4年2月27日設置)にガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずを除く。))を追加)
- ・変更届出年月日 令和 元年 6月 24日
(破碎処理施設(令和元年5月20日設置)の追加)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(平成29年 5月10日 更新許可)

有

(平成31年 2月21日 変更許可)